

広報直島

2022 Jun. No.827



すな おな え が お の し ま

contents

- 02 町長あいさつ
- 04 総務課・環境水道課からのお知らせ
- 05 住民福祉課からのお知らせ
- 08 カメラリポート
- 10 住民福祉課からのお知らせ
- 11 税務課からのお知らせ
- 12 教育委員会からのお知らせ
- 14 ふれあい診療所からのお知らせ



5月18日(水) 小林町長 初登庁

町の人口 | 6月1日現在(先月比) 世帯数/1,570(-3) 人口/2,992(-14) 男/1,553(-8) 女/1,439(-6)
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.22km²

直島町HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp



2 期目就任のごあいさつ

直島町長 小林 眞一

このたびの町長選挙におきまして、引き続き2期目の町政を担わせていただくことになりました。今回、無投票での再選となりましたが、改めてその責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

平成30年に町長に就任した際「みんなと共に、まえへ前へ!!」をスローガンに掲げ、明るく元気な町・安心して住める町・子どもから高齢者まで夢を持てる町を目指し、これまで町政運営に全力を注いでまいりました。

2期目におきましても皆様からの負託に応えるため、初心を忘れずに“住んでいる人が明るく、元気に暮らせるまちづくり”“子どもの声が響くまちづくり”を目指し、町民の皆様と向き合い、声に耳を傾け、町の施策について丁寧に説明しながら、開かれた町政を推進してまいります。

ここからは、選挙公約などでお示した3つの柱について、ご説明させていただきます。

1. 「安心できる」まちづくり

1つめは“「安心できる」まちづくり”であります。

防災・減災対策や交通安全対策を推進していくほか、新型コロナウイルス感染症対策の強化に努め、町民の皆様が安心して生活できるまちを目指し、次の事業を進めてまいります。

(1) 防災・減災対策

● 自然災害対策・避難所対策

近い将来に発生する恐れのある「南海トラフ巨大地震」を見据えた津波対策の強化に努めるほか、近年の豪雨災害に備え、排水対策の強化に努めてまいります。また、災害発生時などで設置される避難所について、個人のプライバシーが確保できるよう環境改善対策に努めてまいります。

● 消防体制の基盤強化

町消防団は、町内の火災や自然災害などに対する防衛活動において、重要な役割を担っています。そのため、団員確保、屯所更新、資機材等整備など、体制強化に努めてまいります。

(2) 交通安全対策

● 生活道路などの整備・改良

通学などで利用されている道路のうち、歩行者にとって事故の危険性が高い箇所について道路の拡幅や改良を施すほか、危険水路の改良など、安全対策に努めます。

● 自動車免許返納対策

全国各地で高齢者の運転操作ミスなどが原因となった交通事故が発生しています。当町の高齢者も自らの安全対策として免許証を自主返納されている方もおられることから、これらの皆様の日常生活の一助となる支援策を進めてまいります。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

現在、香川県内の新規感染者の発生件数が高水準で推移していることから、60歳以上の方や基礎疾患がある方などを対象とした4回目のワクチン追加接種について、接種可能となる7月に開始することを予定しているほか、その他の感染症対策につきましても、これまでと同様に緊張感を持って取り組んでまいります。

2. 「活力ある」まちづくり

2つめは“「活力ある」まちづくり”であります。

人口対策や子育て支援対策などを推進していくほか、産業振興などにも取り組み、地域の活性化につながるまちづくりを目指し、次の事業を進めてまいります。

(1) 人口対策

町の人口は、今年の4月1日現在で3,016人となっておりますが、一時的にその大台を割りこんだ時期がありました。当町は、地元企業の積極的な採用活動により、社会動態（転入・転出）の増減は、ほぼ横ばいで推移しているものの、自然動態（出生・死亡）の減少に歯止めがかからない状態にあり、この改善策として、移住対策の継続を図りつつ、町営家族用住宅を整備していくほか、追加の宅地造成にも着手いたします。この他、社宅の整備補助、空き家改修補助など、定住対策強化に向けた取り組みも進めてまいります。

(2)子育て支援対策

地元の宝である子どもたちに対する支援は、重要施策の1つであります。

その施策の中で、ハード面においては、総合福祉センターの遊具整備や（仮称）積浦公園整備など子どもたちに遊びやレクリエーションの場を提供してまいります。また、子育て支援拠点事業（キッズポート）の充実を図るほか、今後も引き続き、子どもたちの健全育成につながる事業の充実に取り組んでまいります。

(3)産業振興対策

当町は、水産業、工業、観光業のそれぞれが県下有数の規模を誇っており、小規模自治体でありながら“活気あふれる町”と多くの方から評価をいただいております。町としましては、これらの基幹産業の皆様と今まで以上に連携を強化していきたいと考えております。

また、コロナ禍により大きな影響を受けた観光事業を始め、産業全体の振興策も検討してまいります。

3. 「共生できる」まちづくり

3つめは“「共生できる」まちづくり”であります。

町民の皆様にとって、より良い地域社会の形成につながるまちづくりを目指し、次の事業を進めてまいります。

(1)行政のデジタル化・地域のデジタル化の推進

国が進めている「行政のデジタル化」につきましては、マイナンバーカードを利用したオンライン手続きができるよう、今年度から整備を進めています。

また、これに合わせて「地域のデジタル化」についても検討しており、誰もがわかりやすく、快適に利活用できるように、様々な取り組みを進めてまいります。

(2)SDGs（持続可能な開発目標）、脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進

当町は「豊島廃棄物等処理事業」の受け入れを契機に、エコアイランドなおしま推進事業として、環境と調和したまちづくりを進めてまいりました。

今後は、これまでの取り組みにSDGsの視点を取り入れ、町全体が一丸となって取り組んでいける仕組みの再構築および脱炭素化の取り組みについても、町として可能な取り組みについて、合わせて検討してまいります。

(3)高齢者対策

石場町バス停付近から本村墓地手前までの道路が拡幅されることに合わせ、町民専用バスの路線見直しを行います。また、今後、高齢者の利用増加が予想されることから、運行体制の見直しを含め、利用される皆様の更なる利便性の向上を目指してまいります。

4. その他

ここまで“3つの柱”について、ご説明させていただきましたが、それ以外に、行政組織の見直しなどの取り組みについても進めていきたいと考えております。

(1)財政の健全化

これまで町が行ってきた大型施設の整備事業の起債償還があと数年で終了を迎えますが、今後も様々な事業を行いながら基礎的財政収支の黒字化を維持していくため、更なる事業の選択と集中を図っていくとともに、中長期的視点に立った施策も検討してまいります。

(2)町行政機能の強化

●職員の意識改革および組織改革

私は、町長就任当初から「役場の仕事は、サービス業である。」と職員に意識改革を促してきましたが、至らない点も多くみられることから、引き続き意識改革の徹底を図りつつ、合理性と利便性と兼ね備えた住民サービスの向上を目指し、組織改革にも取り組んでまいります。

●人材の育成・活用および専門職員の確保

近年、町行政を取り巻く環境は急激に変化し、保健師や看護師などの専門職員や、一般職員についても高度な専門知識を持った職員が必要となってくることから、若手職員の人材育成に努めるとともに、定年職員の活用、必要な専門職員の確保に努めてまいります。

(3)公共施設の整備

安全確保を最優先に掲げ、計画的に維持補修等を施し、施設等の長寿命化の取り組みを進めていくほか、町民グラウンドのナイター設備など老朽化が進んでいる設備等の更新も進めてまいります。

以上、私が描く将来に向けての取り組み方針について申し上げましたが、地域社会を取り巻く環境は厳しい状況にあり、役場だけで課題を解決しながら、持続可能なまちづくりを創生できる時代ではありません。

そのため「みんなと共に、まえへ前へ!!」のスローガンのもと、私が先頭に立ち、職員とともに汗をかきながら、課題解決ならびに新たな町の創造の実現に尽力していきたいと考えておりますので、町民の皆様をはじめ、地域団体、民間事業者などの皆様におかれましては、町政に対するご理解とまちづくりに対するご協力をお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。



●●●●●●●● 総務課からのお知らせ ●●●●●●●●

第26回参議院議員通常選挙について

参議院が7月25日で任期満了となることに伴い、7月初旬～中旬に参議院議員通常選挙が行われる予定です。投票日が確定しましたら、ハガキの入場券を郵送しますので、入場券を持って投票所で投票を行ってください。

日程等については、ふれあい通信なおしまで放送を行います。

お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222

●●●●●●●● 環境水道課からのお知らせ ●●●●●●●●

水道メーター交換のお知らせ

今年度も水道メーターの交換を実施します。

皆さんご使用の水道メーターは、町が皆さんにお貸ししているものであり、計量法に基づき、定期的に交換しています。

- メーター交換は、町から委託を受けた指定給水装置工事事業者が行っています。
(委託証明書またはそのコピーを携帯しています。)
- 町から個別に交換のお知らせ等はしていませんので、業者が交換する際はご協力ください。
- このメーター交換は無料です。
- メーターごとに検査満了期日があり、それに基づいて交換していますので、近隣の家とでは交換時期が異なる可能性があります。

ただし、下記の修理や改良費用については個人の負担となります。

- メーターやボックスを破損させた場合の修理費。
- 交換する際に次のような場合の改良費。
 - ・メーター位置が深くて交換できない。
 - ・メーターボックス上や周辺に障害物があって交換できない。
 - ・メーターボックス内に異物（土、コンクリート等）が入っていて交換できない。
 - ・メーターが交換できない場所にある。（狭い通路の奥、植木の中 等）

注意事項：メーター交換の際、水道管に空気が混入し、白い水や空気混じりの水が出る場合がありますので、交換作業終了後は、蛇口をゆっくり開けてしばらく水を出してから、通常通りご使用ください。

お問い合わせ 環境水道課 ☎087-892-2225

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

国民年金手続の電子申請のお知らせ

5月よりマイナポータルから国民年金手続の電子申請が行えます

対象手続

- 国民年金第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等）
- 国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
- 国民年金保険料 学生納付特例の申請

マイナポータル利用のためご用意いただくもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードを受け取った際に設定したパスワード
 - ・パスワード①：利用者証明用 電子証明書パスワード（数字4桁）
 - ・パスワード②：券面事項入力補助用パスワード（数字4桁）

マイナポータル利用者登録手続

- ① マイナポータルのトップ画面の「利用者登録／ログインして使う」を選択
- ② 「利用者登録」を選択
- ③ 「スマートフォン」を選択し、マイナポータルアプリをダウンロード
- ④ 「利用者登録／ログイン」を選択
- ⑤ パスワード①を入力し、スマートフォンの裏側にマイナンバーカードを押し当てて読み取りを開始
- ⑥ 画面の案内にしたがい入力・選択し、登録が完了

申請手続

- ① マイナポータルのトップ画面の「年金の手続をする」を選択
- ② 「国民年金に関する手続」画面にて、希望する手続を確認し「手続に進む」を選択
- ③ パスワード②を入力し、スマートフォンの裏側にマイナンバーカードを押し当てて読み取りを開始
- ④ 画面案内にしたがい、申請に必要な内容を入力／選択等を行う
- ⑤ 個人情報の取扱い等を確認し、「同意する」「申請する」を選択

送信完了したら **電子申請が完了**です

ご不明な点等がございましたら以下をご覧ください

■ ホームページで確認



日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

■ お電話で確認（ねんきん加入者ダイヤル）

☎0570-003-004

受付時間

月曜～金曜 8：30～19：00
第2土曜日 9：30～16：00

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

●●●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●●●

出張年金相談を開催します

●開催日

6月16日(木) **事前予約制**

●場所・時間

- ・役 場 (1階会議室) 9:30~12:30
- ・西部公民館 (1階研修室) 13:00~16:00

年金相談をご希望の方は

『街角の年金相談センター高松 (オフィス)』に
事前予約をお願いします。

(年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。)

☎087-811-6020 (予約用)

平日8:30~17:15
[土・日・祝日を除く]



●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等

●年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更等

●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類(免許証等)が必要です。

年金事務所と同等のサービスが受けられます。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2226

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給を実施します!**

支給額

児童1人当たり
一律**5万円**

給付金の支給手続・支給時期

児童扶養手当の認定を受けている方については香川県から案内があります。
それ以外の方については、**住民福祉課**までお尋ねください。

支給対象者

■以下の①~③のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、**収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

※上記②または③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

お申し込み・お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

5月9日(月)

寛仁親王妃信子殿下お成り

瀬戸内国際芸術祭2022春会期の視察に寛仁親王妃信子殿下が訪れ、今回の新規作品である「杉本博司ギャラリー 時の回廊」・「ヴァレーギャラリー」および町役場と直島ホールを見学されました。



5月28日(土)

幼小中合同運動会・第27回直島町民体育祭

ゆうおうまいしん
【勇往邁進 ～最後まで諦めず全力で～】

町民グラウンドで幼小中合同運動会・第27回直島町民体育祭が開催されました。晴天の中、子どもたちも町民の方も全力で演技や競技に挑み、暑さに負けないパフォーマンスを見せてくれました。町民体育祭の開催に際して、直島菱盛会様よりご寄附をいただきました。御礼申し上げます。







住民福祉課からのお知らせ

児童手当現況届の提出が原則不要となりました

児童手当受給者の方へ

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所が直島町以外
- 支給要件児童の戸籍がない
- 離婚協議中で配偶者と別居されている
- その他、町から提出の案内があった

※現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

以下に該当するときは、役場に届出が必要です。

- 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなった
- 受給者や配偶者、児童の住所が変わった（他の市区町村や海外への転出を含む）
- 受給者や配偶者、児童の氏名が変わった
- 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至った、または児童を養育していた配偶者がいなくなった
- 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受ける



所得制限限度額・所得上限限度額について

所得制限限度額

扶養親族等の数 ()内は例	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人(前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人(児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

児童を養育している方の所得が、表の①（所得制限限度額）未満の場合、児童1人当たり月額15,000円または月額10,000円を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎ 087-892-2223

●●●●●●●●●● 税務課からのお知らせ ●●●●●●●●●●

事業者の皆さんへ
 ＊高松税務署からのお知らせ＊

要事前予約

消費税インボイス制度等説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されます。

事業者の皆さんには、インボイス制度についての理解を深め、実施に向けて必要な準備を進めていただくため、説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

開催日時	内 容	定 員
6月15日(水) 10:00～11:30	登録申請相談会（インボイス制度説明会） 概要を説明後、登録申請を希望される方の申請手続きをサポートいたします。参加をご希望の方は、 <u>スマートフォンおよびマイナンバーカード</u> をご持参ください。	20名
6月17日(金) 10:00～11:00	インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい方向け） 概要に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。	20名

●開催場所 高松税務署 2階 大会議室 高松市天神前2番10号

お問い合わせ・ご予約

高松税務署 管理運営部門 ☎087-861-4121（代表）（内線742）
 自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

ご参加される皆さんへ

- 会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に高松税務署まで申込みをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止または延期する場合があります。
- 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いします。
- 説明会場の駐車場には限りがございます。ご来場の際には、乗り合わせや公共交通機関等をご利用ください。

※説明会開催日程等の最新情報は、高松国税局ホームページ内「税に関する情報」の「消費税のインボイス制度説明会に関するお知らせ」をご参照ください。



高松税務署

「説明会のお知らせ」へ

お問い合わせ 税務課 ☎087-892-2296



..... 教育委員会からのお知らせ

直島の歴史を解き明かす ～地域総合調査研究事業成果報告会・積浦遺跡現地説明会～

令和3年度から3年間、香川県埋蔵文化財センターと連携し、町の歴史・文化を考えるための「地域総合調査研究事業」を実施しています。3月に予定しておりました報告会を下記のとおり行い、町民の皆さんへ成果の中間報告をいたします。ご参加をお待ちしております。

日時 6月18日(土)
12:00～15:00 (開場 11:30)

※駐車場に限りがありますので、バスを利用するか
乗り合わせてお越しください。

場所 地域づくり人材育成センター
積浦遺跡発掘調査現場

定員 50名程度



遺跡の分布調査のようす

日程

(1) 成果報告会の部

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| 1) 開会挨拶 | 12:00～12:10 |
| 直島町教育委員会教育長
香川県埋蔵文化財センター所長 | |
| 2) 調査報告 | 12:10～14:00 |
| ①山から島へ 直島町の旧石器時代から縄文時代 | 12:10～12:40 |
| 小野 秀幸氏 (香川県埋蔵文化財センター) | |
| ②古文書が語る直島の自然災害 | 12:40～13:10 |
| 芳澤 直起氏 (香川県文化芸術局文化振興課) | |
| 【休憩】 | 13:10～13:15 |
| ③直島の民俗調査 | 13:15～13:45 |
| 黛 友明氏 (香川県立ミュージアム) | |
| ④記憶のかたち | 13:45～14:00 |
| 佐藤 竜馬氏 (香川県教育委員会生涯学習・文化財課) | |
| 3) 閉会挨拶 直島町副町長 | 14:00 |

(2) 積浦遺跡現地説明会の部

- | | |
|------------------|-------------|
| 1) 調査成果説明 | 14:10～15:00 |
|------------------|-------------|

お申し込み・お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882

●●●●●●●● 教育委員会からのお知らせ ●●●●●●●●

ミズノ卓球教室

教育委員会では、町民の皆さんにスポーツを気軽に楽しんでいただくきっかけ作りになるよう「ミズノ卓球教室」を開催します。ミズノ所属の講師が卓球の基礎を分かりやすく教えてくれますので、ぜひご参加ください。

日時 6月26日(日) 受付13:00 開始13:30 終了予定15:30

場所 中学校体育館

持参物 卓球ラケット、体育館シューズ、タオル、水分補給用の飲み物

参加費 無料 **主催** 教育委員会 **締切日** 6月17日

お申し込み・お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882



「儲かるから返せる」と 借金させてまで契約させる手口に注意

「簡単に稼げる。儲かるからすぐに借金は返せる」などと勧誘され、借金をして高額な情報商材等を購入したがさっぱり儲からない、という相談が寄せられています。

儲かるかどうかは不確実で借金を返せる保証はどこにもありません。借金してまで契約すべきものかよく考え、断る際は「お金が無い」ではなく「いりません」ときっぱり断りましょう。

困ったときはひとりで悩まずにお電話ください。

「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」 「消費者ホットライン188(局番なし)」

放送大学入学生募集

- 放送大学はテレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。
- 10代から90代の幅広い世代、約8万人の学生が大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。
- 心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報など約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。
- 資料を無料で差し上げます。お気軽に放送大学香川学習センターまでご請求ください。
- 募集期間は**第1回が6月10日～8月31日**、**第2回が9月1日～9月13日**までとなっております。

お問い合わせ 放送大学香川学習センター ☎087-837-9877



No.179

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



たかが便、されど便

(医師 池上 雄亮)

●大腸癌の概要

現在、日本人の多くは悪性腫瘍（いわゆる癌 [がん]）で亡くなります。癌の死亡数の順位をみていくと、1位：肺癌、2位：大腸癌、3位：胃癌となっています。大腸癌は、数で言えば、すべての癌の中で最も多くの方が診断されている癌です。今や日本人男性の11人に1人、女性の14人に1人は大腸癌と診断される時代になりました。本日は大腸癌のお話です。

●大腸癌の早期発見のためには？

大腸癌の早期発見のためには、大腸便潜血検査だいちょうべんせんけつがすすめられています。大腸便潜血検査とは、便中にあ
る僅かな出血を見つけてくれる検査です。大腸の中に癌があると、便が大腸を通過するとき、微かに血
液が付着します。大事なのは、この便に付着した血液は私たちの目には見えないことが多いということです。
そして、目に見えない血液も便潜血検査は高い精度をもって、便に血が混じっていることを発見してくれ
ます。

●便潜血検査はいつから受けたら良いの？

日本では40歳以上の男女全員が便潜血検査の対象になっています。しかも、毎年受けなければなりません。少々手間はかかりますが、2日間かけて便を2回採取するだけの検査なので、身体への負担が少なくとても良い検査です。

●便潜血検査で引っかかったら？

便潜血検査で陽性だと判明しても、まだ大腸癌かどうかは分かりません。最終的な診断を得るために、
全大腸内視鏡検査（おしりから腸内を観察するカメラ）を受ける必要があります。便潜血陽性となった場
合でも、ほとんどの方は大腸癌以外の病気が発見されます（例えば、痔や憩室出血など）。便潜血検査で陽
性となった場合は、必ず全大腸内視鏡検査を受け、正確な診断を受けるようにしましょう。

●血液検査じゃだめなの？

腫瘍マーカー（癌が出す物質みたいなもの）とって、血液検査によって癌の
検査をすることができます。しかし、現在の医療技術では、腫瘍マーカーによっ
て大腸癌を早期発見するのは困難だと言われています。健康な方でも、異常な値
がでることもあります。すでに進行大腸癌と分かっている方でも、腫瘍マーカー
が上昇していないこともあります。人間ドックなどの追加メニューで腫瘍マーカー
の測定をする場合は、そのメリットとデメリットを天秤にかけて検査を実施する
ようにしましょう。何か分からないことがあれば、診療所へ相談にきてください。



赤ちゃん誕生 (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

地区 なまえ 誕生日 お父さん お母さん

鷲ノ松 宇根 ちひろ 千紘くん 一希 お母さん

おくやみ (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

地区 なまえ 氏名 お父さん 年齢

本村 高崎 幸夫 73
 本村 下津 勇 100
 宮ノ浦 木村 武彦 65
 本村 大谷 昇平 48
 本村 吉本 久子 71

寄附のお礼

▼ 木村香奈美様より亡夫木村武彦様の香典返しとして、宮ノ浦自治会、直島町立診療所、直島町社会福祉協議会に対して金一封の寄附がありました。

▼ 大谷大輔様より亡子大谷昇平様の香典返しとして、本村自治会、直島町立診療所に対して金一封の寄附がありました。

▼ 吉本稔様より亡妻吉本久子様のお礼として、直島町社会福祉協議会、本村自治会、積浦自治会、直島町立診療所に対して金一封の寄附がありました。

▼ 下津忠和様より亡父下津勇様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、直島幼児学園、本村自治会、直島町立診療所に対して金一封の寄附がありました。

▼ 大園たみ様より亡伯父山下貞美様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、文教区自治会、直島町立診療所に対して金一封の寄附がありました。

▼ 岡本治様より亡父岡本仁様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、積浦自治会、直島町立診療所、直島町に対して金一封の寄附がありました。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さんの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。

※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1
 直島町役場総務課「広報なおしま ○○○コーナー」
 E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

締め切り：6月20日(月)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

チャレンジ! 広報クイズ

Q.令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として実施される新たな制度の名前は?

- ①インボイス制度 ②キャッシュレス制度 ③ベーシックインカム制度

(ヒントは、広報紙の中にあります)

5月号の答え ③ 応募総数7通

【応募締め切り】6月30日(木)

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、**1世帯1通**に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1
 直島町役場総務課「広報クイズ6月号」係
 E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
 ※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科	外科	歯科
6月12	玉野三井病院 (玉)31-4187	中谷外科病院 (田井)31-2323	垣内歯科医院 (宇野)21-3414
19	石井医院 (築港)21-2743	大西病院 (田井)33-9333	木下歯科医院 (田井)31-5545
26	玉野市民病院 (宇野)31-2101	山田クリニック (和田)81-7197	近藤歯科医院 (西田井地)41-1566
7月3	青井医院 (宇野)21-4370	たまひびかりハルビオクリニック (玉)31-6803	桜井歯科医院 (和田)81-8314
10	田川医院 (和田)81-8345	玉野市民病院 (宇野)31-2101	白髪歯科医院 (築港)32-2880

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。
 ※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(6月13日~7月15日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
6/13	14	15	16	17
午前 池上・森田	午後 池上	午前 池上・森田	午後 森田	森田
20	21	22	23	24
午前 池上・森田	午後 池上	午前 池上・森田	午後 森田	森田
27	28	29	30	7/1
午前 池上・森田	午後 池上	午前 松木	午後 池上	森田
4	5	6	7	8
午前 池上・森田	午後 森田	午前 池上・森田	午後 池上	午前 森田
11	12	13	14	15
午前 池上・森田	午後 池上	午前 池上・森田	午後 森田	森田

※診療担当医は都合により変更することがあります。
 ※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00
 ※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30
 ※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので、下記に電話してください。
 (注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。
 (お知らせ)第4火曜日の午前中のみ泌尿器科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。
 ふれあい診療所 ☎087-892-2266

